

法律の 現場から

149

自動車保険・ 弁護士費用 特約

弁護士 篠原宏二

交通事故は突然自分の身に起こる可能性があります。まず、赤信号で停止している際に後続車の不注意により追突されたりして、被害者となってしまう場合があります。被害者となつた場合、加害者や加害者の保険会社と損害賠償の交渉をすることになるのですが、後遺障害の算定や過失割合など難しい問題があります。そのようなときには、弁護士に依頼することが考えられるのですが、自分が入っている自動車保険に弁護士費用特約をつけていれば、保険により弁護士費

用が出るようになります。弁護士費用特約はかなり普及してきたと思います。あまり高額でない自動車修理費だけの損害賠償請求の場合、費用倒れになるため、以前は、弁護士はあまり受任してきませんでした。今は保険により弁護士費用が出るので、弁護士が受任するようになりました。弁護士費用特約をつけることはおすすめです。



■名古屋北法律事務所 ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号
チサンマンション池下306

(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)

北医療生協 無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎(052)914-4554

(組織担当課)くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所

(地下鉄「平安通」下車すぐ)

住所：名古屋市北区平安2-1-10
第5水光ビル3階